

令和7年度滋賀県学芸職員採用選考受験案内

令和7年(2025年)8月1日

滋 賀 県

- 第1次審査日時および方法
 - 日時 令和7年(2025年)10月下旬
 - 方法 応募者の研究業績、識見・表現力等について書類審査を行います。
- 結果発表 令和7年(2025年)11月上旬に、応募者全員に文書で通知します。
- 受付期間 令和7年(2025年)8月1日(金)
～令和7年(2025年)10月10日(金)
(郵送の場合は10月10日(金)までの消印のあるもの)
- 問い合わせ先
滋賀県立琵琶湖博物館 総務部総務課
〒525-0001
滋賀県草津市下物町1091
電 話 077-568-4811
FAX 077-568-4850

1 採用職種 学芸員または学芸技師

2 採用予定人員 歴史学(環境史) 1名

3 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。

ア 修士もしくは博士の学位を有する者またはこれに準ずる能力を有する者

イ 歴史学(環境史)またはその近接分野を専攻した者で、琵琶湖を中心に湖と人間の関わりについて、歴史学(環境史)を対象として研究および資料の収集・整理・管理・活用ができるもの

ウ 研究以外の博物館事業に優れた実践経験がある者または研究以外の博物館事業に意欲的である者であって、博物館運営に必要な資料の収集・整理・保管、展示、情報、交流、サービス等の事業に従事できるもの

エ 学芸員資格を有する者または採用後速やかに学芸員資格を取得できる者

オ 昭和60年4月2日以降に生まれた者

カ 行政サービスに支障のない日本語能力を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和8年4月1日

(2) 勤務先 滋賀県立琵琶湖博物館

(3) 給与等

ア 給料は、大学院修士課程を修了した者にあつては、月額289,712円(地域手当を含む。)で、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として、毎年1回行われます。

(4) 学芸員資格を有しない者にあつては、採用後速やかに学芸員資格を取得すること。

(5) 博士の学位を有しない者にあつては、採用後速やかに博士の学位を取得すること。

5 第1次考査

- (1) 方法 応募者の研究業績、識見・表現力等について書類審査を行います。
- (2) 結果発表 令和7年11月上旬に、応募者全員に文書で通知します。

6 申込手続および受付期間

(1) 提出書類

ア 選考申込書 1通(所定の用紙)

交付場所 滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課 〒525-0001 草津市下物町 1091

※ 郵便で請求できます。郵便はがきの裏面に「令和7年度滋賀県学芸職員採用選考申込書請求」と記入の上、住所および氏名を明記して、滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課宛て請求してください。

※ 琵琶湖博物館のホームページからもダウンロードできます。

イ 写真 1葉(最近6か月以内に撮影したものを選考申込書に貼ること。)

ウ 調査、研究、論文等の業績目録、主要著書および主な論文等の写し(最近5年以内に執筆したもの3編以内とします。A4片面刷りとし、製本やステープル(ホチキス)止めをしないでください。)

エ 小論文(「あなたの専門を土台にして、研究・事業等において琵琶湖博物館にどのような寄与ができるか。」について、3,000字以内でまとめてください。)

オ 推薦書(可能な限り添付すること。)

(2) 提出先 滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課 〒525-0001 草津市下物町 1091

(3) 受付期間 令和7年8月1日(金)から令和7年10月10日(金)までの執務時間中に受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和7年10月10日(金)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

7 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

(1) 第2次考査

第1次考査合格者については、次により第2次考査を受けていただきます。

ア 日時 令和7年11月中旬

イ 場所 滋賀県立琵琶湖博物館 草津市下物町 1091

ウ 方法

(ア) 口述試験

(イ) 適性検査 公務員として必要な適性について検査を行います(第2次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、(2)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)

エ 結果発表 令和7年11月下旬に、第2次考査を受けた方全員に文書で通知します。

(2) 第2次考査合格者については、令和7年12月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第2次考査結果通知でお知らせします。

(3) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和7年12月下旬に採用の通知をします。

(4) 問合せ先 滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課 〒525-0001 草津市下物町 1091

電話: 077-568-4811

FAX: 077-568-4850 電子メールアドレス: de52@pref.shiga.lg.jp